一三〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　六　73　四
一三一　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　六　73　四
一三二　―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　73　四
一三五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　七　三
一三六―一三八　―国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二三　86　一九
一三九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二二　86　二〇
一四〇　タール量及びニコチン量の測定が著しく困難であるとして財務大臣が定める紙巻たばこを定める件の一部を改正する件　二五　四
一四一　平成二十三年七月十九日から発行を開始する日本銀行券壱万円及び千円の様式を定める件　二六　四
一四二　所得税法第九条第一項第十三号ニ又はヘに規定する団体又は基金及び交付される金品等を指定する件の一部を改正する件　二七　89　四六
一四三　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二七　特31　八六
一四四　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十四条第一項の規定に基づき相当な損害を受けた地域を指定する件　二七　特31　八七
一四五　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十六条第一項の規定に基づき財務大臣が定める日を定める件　二七　特31　八七
一四六　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十三年三月三十一日までの輸入数量を告示する件　二八　四
一四七　平成二十二年度の初日から平成二十三年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　二八　五
一四八　平成二十二年度の初日から平成二十三年三月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二八　五
一四九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二八　91　六
一〇　**財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省**
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件　一四　二
七　**財務省、農林水産省**
食品流通構造改善促進法第六条第一項の規定に基づき、同項の資金を指定する件の一部を改正する件　一　特24　七四
八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　二
四　**財務省、農林水産省、経済産業省**
株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務の実施に関し必要な事項を定める件　四　71　一五
五　**国税庁**
認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を改正する件　一五　四
一〇　**国税庁**
認定特定非営利活動法人を公示する件　一二　四
一一　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示　一五　四
一二　**文部科学省**
認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　二七　特31　八七
六七　大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する規則を定める件　一　六
六八　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件　一　特24　七四
六九　租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示　一　特24　七四
七〇　平成二十三年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を定める件の一部を改正する件　八　七
七一　技術士法第十一条第一項の規定に基づき指定試験機関を指定した件の一部を改正する件　一一　四
七二　技術士法第四十条第一項の規定に基づき指定登録機関を指定した件の一部を改正する件　一一　四
七三　平成二十三年度における学芸員の資格認定を実施する件　二〇　84　一
七四　平成二十三年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件の一部を改正する件　二五　四
七五　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示　二七　四
七六　文部科学省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　二八　五
七七　文部科学省所管の補助金等に関する事務を北海道教育委員会等が行うこととなった件を廃止する件　二八　五
七八　文部科学省所管の補助金等に関する事務を北海道教育委員会が行うこととなった件　二八　五